

京都市桃陽病院条例の一部を改正する条例(令和3年11月15日京都市条例第15号)
(桃陽病院)

民法の一部改正による成年の年齢の引下げに伴い、京都市桃陽病院における診療及び療養の指導の対象者が20歳未満の者であることを明らかにする必要があるため、次のとおり規定を整備することとしました。

改正前	改正後
第1条 慢性疾患にかかっている <u>未成年者</u> に対し診療及び療養の指導を行うための施設を次のように設置する。 名称 京都市桃陽病院 位置 京都市伏見区深草大亀谷岩山町48番地の1	第1条 慢性疾患にかかっている <u>20歳未満の者</u> に対し診療及び療養の指導を行うための施設を次のように設置する。 名称 京都市桃陽病院 位置 京都市伏見区深草大亀谷岩山町48番地の1

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

京都市桃陽病院条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年11月15日

京都市長 門川大作

京都市条例第15号

京都市桃陽病院条例の一部を改正する条例

京都市桃陽病院条例の一部を次のように改正する。

第1条中「未成年者」を「20歳未満の者」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(桃陽病院)